

件名：街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報システムの保守点検の委託に係る一般競争入札の公告

街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報システムの保守点検の委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

なお、当該契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、当該契約に係る平成 25 年度歳入歳出予算成立しなかった場合は当該入札による契約は解除する。

平成 25 年 3 月 13 日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 入札に付する事項

(1) 件名

街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報システムの保守点検業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加できる者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 24 時間通じ、オンコール対応（障害受付）が可能であること。

(2) オンコール対応（障害受付）で、24 時間以内に作業員の手配と復旧が可能であること。

(3) 次の各号に該当しない者

① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）

② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき

3 入札に参加することのできない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当すると認められる者で、同上第 2 項に該当する事実があった後 3 年間の範囲内で沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

4 申請の方法

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接持参又は簡易書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出すること。

ア 一般入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては登録事項証明書

ウ 申請する目前の直近 1 年間の事業税及び県民税について滞納がない事を証明する書類

エ 入札に参加できる旨を証明する書類（体制表等）

(2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ場所

沖縄県警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課

〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

電話番号 098-862-0110(内線 3432)

(3) 申請書等の受付期間

この公告の日から平成 25 年 3 月 22 日（金）まで（土・日曜日・休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語等

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、文書により通知する。

6 資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 資格取消しの通知
入札参加資格者を取消した時は、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時、提出場所
平成25年3月28日（木）午前10時沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- (2) 入札書の提出方法
入札書は、(1)の提出場所に持参すること。ただし、郵便、電報及び電送による入札は認めない。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり（入札説明書に添付）

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

13 最低制限価格 設定しない。

14 入札の条件

当該契約に係る平成25年度当初予算案が県議会で否決された場合は、当該入札による契約は解除する。